

○瀬戸内市電子入札実施要綱

平成23年10月13日

告示第24号

改正 平成24年5月22日告示第26号

平成24年8月31日告示第41号

平成30年3月22日告示第21号

令和2年1月24日告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う入札(以下「電子入札」という。)に関し、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、岡山県電子入札共同利用システム利用規約(以下「システム利用規約」という。)において使用する用語の例による。

(対象範囲)

第3条 電子入札の対象となる業務は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び次に掲げる業務(以下「対象業務等」という。)とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める物品の売買及び修理等の業務

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、システム利用規約第4条の規定により、ICカードを取得し、あらかじめ電子入札システムに利用者として登録(以下「利用者登録」という。)しなければならない。ただし、物品の売買及び修繕等に係る入札参加者は、岡山県電子入札共同利用システム簡易認証利用要領に定める簡易認証用ID(以下「簡易認証用ID」という。)を取得することで、ICカードの取得に代えることができる。

(案件登録)

第5条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、電子入札システムにより、電子入札に必要な事項の登録を行うものとする。

(指名の通知)

第6条 市長は、指名競争入札により電子入札を実施する場合は、電子入札システムにより、指名の通知を行うものとする。

(設計図書の交付等)

第7条 入札参加者は、指定された期間内に電子入札システムにより対象業務等に係る設計書、仕様書、図面等(以下「設計図書」という。)の交付を受けるものとする。

2 設計図書の内容についての質問は指定された期間内に契約管財課においてファクシミリにより受け付けるものとし、質問に対する回答は電子入札システムへの登録により行うものとする。

(入札参加表明)

第8条 一般競争入札の入札参加者は、対象業務等に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、設計図書の交付を受けた後、指定された期間内に電子入札システムへの登録により電子入札に参加する旨の意思表示を行うものとする。

(電子入札の辞退)

第9条 第6条の規定により指名の通知を受けた者及び前条の規定により入札参加表明の登録を行った者が電子入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより届け出るものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、承諾を得て書面により届け出ることができる。

(入札書等の提出)

第10条 入札参加者は、第5条の規定により電子入札システムにより登録された対象業務等の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間にICカード又は簡易認証用IDを使用して電子入札システムへ入札金額その他必要事項(以下「入札金額等」という。)の登録を行うことにより入札書を提出するものとする。

2 入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。

3 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、入札金額内訳書を添付しなければならない。ただし、再度の入札の場合には、入札金額内訳書を添付することを要しない。

4 提出した入札書及び入札金額内訳書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

(落札可能届の提出)

第11条 入札参加者は、電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、開札日の前日までに落札可能届(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、開札日の前日が瀬戸内市の休日を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日直前の休日でない日までに落札可能届を提出しなければならない。

2 開札の結果、前項の落札可能届に記載された入札案件についての落札件数が落札可能件数に達した場合は、それ以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。

(入札後の辞退)

第12条 入札参加者は、入札書を提出した後に当該入札への参加資格の欠如その他契約の相手方となることができない事由が生じたときは、入札受付締切日時までにその旨を書面により届けなければならない。この場合において、市長がその理由が正当と認める場合は、既に提出された入札書を無効とする。

(共同企業体の特例)

第13条 対象業務等が瀬戸内市建設工事共同請負制度取扱要綱(平成16年瀬戸内市告示第8号)の適用を受ける場合において、共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする者は、第7条から第10条までに規定する手続きを共同企業体の代表者のICカードを使用して行わなければならない。

2 共同企業体を結成して一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、第8条に規定する入札参加表明を行った後、当該共同企業体の構成員の一部が入札参加資格を喪失したときは、当該構成員以外の構成員は、入札参加表明締切日時までの間に限り、入札参加資格要件を満たす他の構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、電子入札に参加することができるものとする。

3 前項の規定により共同企業体の構成員を変更する場合において、入札参加資格を喪失した構成員が当該共同企業体を代表する構成員であった場合は、新たに結成した共同企業体の代表者のICカードを使用して第7条及び第8条に規定する手続きを行わなければならない。

4 共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする場合においては、第8条に規定する入札参加表明の登録に併せて、共同企業体名を登録しなければならない。

(開札)

第14条 開札は、入札公告又は入札の通知に示した場所及び日時に入札した者のうち立会いを希望するものを立ち合わせて電子入札システムにより執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは、先着順で2人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせるものとする。

2 前項の規定により立会を行う職員は、立会を証するために立会録(様式第2号)に署名し、契約管財課長に提出しなければならない。

(落札者決定の保留)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格による入札があった場合(最低制限価格を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格等以上の金額での応札があった場合)、入札参加資格の審査又はその他の理由により必要がある場合には、市長は、落札者の決定を保留することができる。

(同一価格での入札者が2人以上ある場合の順位決定方法)

第16条 開札の結果、同一価格で入札した者が2人以上あるときは、第10条第2項の規定により入力した任意の3桁の数字を利用した電子くじにより順位を決定するものとする。

(入札の無効)

第17条 瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)第17条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) ICカード又は簡易認証用IDを有していない者がした入札
- (2) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (3) 開札時までに入札参加資格を失った者がした入札
- (4) ICカード又は簡易認証用IDを不正に使用して行われた入札
- (5) 前各号のほか、市長が別に定める条件に該当する入札

(入札結果の通知)

第18条 市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

(書面入札への変更)

第19条 第4条に規定する利用者登録を適正に行った者について、次の各号のいずれかの事由(ICカードの閉塞・紛失・破損、端末の不具合等、当該入札参加者に責任があると認められる場合を除く。)に該当すると認められ、かつ、入札手続に支障がない場合には、第

17条第1号の規定にかかわらず、入札書受付締切日時までに、書面入札参加承認申請書(様式第3号)を契約管財課へ持参し、市長の承認を得た上で、当該電子入札案件におけるその後の手続について、書面により参加することができるものとする。

- (1) 天災
- (2) 地域的停電
- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他市長がやむを得ないと認める事由

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札により実施する電子入札案件に参加しようとする場合において、指定された期間内に電子入札システムに入札参加表明の登録を行うことができない場合は、当該電子入札案件に参加することはできない。

3 第1項の場合において、書面参加に変更した者については、当該電子入札案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

4 第1項の書面入札参加承認申請書の提出を受けたときは、市長は、その内容を審査し、理由があると認めるときは書面入札の承認を行うものとする。この場合において、入札参加者は当該電子入札案件の契約の名義人となる者が記名押印し、3桁のくじ番号を記入した入札書及び入札金額内訳書(建設工事に限る。)を、封筒に封入して入札書受付締切日時までに指定する場所へ持参しなければならない。

(責任範囲等)

第20条 電子入札への参加に必要な手続きを行う場合は、入札参加者が送信した当該手続きに関する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続きを行わなければならないものとする。

3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システムの障害等における対応)

第21条 市長は、電子入札システム又は本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)の障害等(以下「システム障害等」という。)により電子入札の実施が不可能と判断した場合は、電子入札を延期し、若しくは中止し、又は電子入札以外の入札に変更することがで

きるものとする。この場合において、市長は、入札参加者に対し必要な事項を通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により電子入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した対象業務等に係る入札書等を無効とすることができる。

(準用)

第22条 電子入札システムを使用した随意契約による手続については、指名競争入札に準じて行うものとする。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年5月22日告示第26号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日告示第41号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第21号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月24日告示第2号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

落札可能届

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所  
会社名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日に開札される下記入札案件について瀬戸内市電子入札実施要綱第11条第1項の規定により落札可能件数を下記のとおり届け出ます。

なお、ここに記載した落札可能件数の落札者又は落札候補者となった場合は、それ以後の入札案件の応札は辞退します。

記

1 入札案件名

- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_

2 落札可能件数

\_\_\_\_\_件

注意事項：入札案件名は、開札順に記載すること。

開札日の前日までに契約管財課に提出すること。なお、開札日の前日が瀬戸内市の休日を定める条例（平成16年瀬戸内市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日直前の休日でない日までに契約管財課に提出すること。

様式第2号（第14条関係）

立会録

年 月 日

契約管財課長 様

立会人

所 属

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊦

私は、下記に係る入札の開札にあたり、瀬戸内市電子入札実施要綱第14条第2項の規定により、立ち会いました。

記

1 日 時 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

2 場 所

3 件 名

様式第3号（第19条関係）

書面入札参加承認申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

システムID

㊞

次の案件は、電子入札対象案件ですが、当社に責任がない次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、第19条第1項に基づき、書面入札への変更を申請します。

なお、書面入札への変更に当たり、第19条第4項に基づき提出する入札書に係る電子入札システムへの入力には市長に一任します。

- 1 工事番号及び案件名：
- 2 第1回入札書受付締切予定日時： 年 月 日 時 分
- 3 電子入札システムが利用できない理由  
(いずれかにチェックを入れること)
  - 天災
  - 地域的停電
  - プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - その他(理由を具体的に記載すること)

発注者処理欄

入札書受付締切日時： 年 月 日 時 分

本申請書提出日時： 年 月 日 時 分

特 記 事 項：

書面入札への変更を 認める ・ 認めない

本申請書処理完了日時： 年 月 日 時 分

申請書受付者職氏名：職名 氏名

様式第1号(第11条関係)

様式第2号(第14条関係)

様式第3号(第19条関係)